

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

施設名	下関市芝学習等供用会館
所在地	下関市王喜宇津井一丁目5番25号
指定管理者	団体名称 芝自治会
	代表者 会長 八嶋 靖
	団体所在地 下関市王喜宇津井一丁目4番61号
モニタリングの実施方針・方法等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次葉の通り、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントしたうえで、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	教育委員会 教育部 生涯学習課
	TEL : 083 - 231 - 2054
	E-mail : kishogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	合計
目標値	516	516	-	-	-	1,032
実績値	98	-	-	-	-	-
差	△ 418	-	-	-	-	-

新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く中で、少人数の活動を少しずつ再開したことに伴い、利用者数は前年度と比較して67人の増加となりました。新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う休館（令和3年5月21日から6月20日まで、8月30日から9月26日まで）や、高齢者の多い自治会の集まりや子ども会が活動を控えたことが、目標値と比較して利用者が少ない要因となっています。新型コロナウイルス感染症の影響による利用者減少は暫く続くことが予想されますが、年々各利用団体の利用回数が減少傾向にあるため、地域行事等の積極的な利用により利用者の増加に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

芝学習等供用会館の設置目的は、地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もってその福祉の増進を図ることです。利用者は、地域の団体であり、その運営状況については、苦情等が寄せられることもなく、施設の設置目的を達成しながら、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上が果たされています。

業務の実績については、条例規則を遵守し、基本協定書に基づき施設の維持管理が適正に行われており、円滑に運営されていることから、総合的に判断して良好と評価します。

経費については、年度協定により指定管理料を支払わないこととしており、施設の管理運営に係る経費は、指定管理者が負担し、適切に処理されていました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和4年度以降も、各法令規則等を遵守し、本施設の設置目的を推進するため、業務のさらなる向上充実を図り、施設利用者等に対するサービスを効果的かつ効率的に実施し、地区住民が安心して施設を利用することができるよう適正な管理運営をすることを求めます。指定管理者は地元自治会であり、設置目的と指定管理者が密接な関係にあることから、地域に根ざした施設として、地域行事等の積極的な利用により利用者の増加に努めるよう求めます。ハード面では、施設の老朽化により設備等の不具合が生じることがありますが、指定管理者の努力により良好な水準を維持していると判断します。今後もハード面、ソフト面ともに良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供しており、施設の設置目的に沿って適切に運営されてきました。利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として高齢者の多い自治会の集まりを控える等、適切に判断されています。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として例年開催されている行事を中止しました。例年、幅広い年齢層を対象とした多様な行事内容となっていることから、地域住民に対する取組みとして適正と考えます。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

指定管理者内で独自に役割分担を決定し、適正に運営されていました。特に、定期的な清掃により、施設内、施設周辺が清潔に保たれていることから、地区住民自らが利用しやすい施設の維持管理を心掛けていることが認められます。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用許可申請等一連の事務も適切に処理されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

緊急時の対応者が決定されていることなど、適切な管理がなされ、運営上も大きな問題はないことが確認できました。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯、冷暖房温度の省エネ設定の徹底、効率的な会議等の運営を利用者へ徹底し、環境負荷を低減しているほか、廃棄物も排出者自らが持ち帰るよう徹底し、廃棄物の発生も抑えられています。

事業収支

経済性

年度協定により指定管理料の支払いがないため、施設の管理運営に係る経費は原則指定管理者負担となっており、利用実績等から支出の低減のための運営が徹底されていることが確認できました。

団体の経営状態

経営の健全性

地元自治会が指定管理者であり、自治会の経理に問題ないことから、施設の管理運営業務も健全に営まれていると判断しました。

令和4年度 指定管理者モニタリングレポート

3

施設名	下関市芝学習等供用会館
所在地	下関市王喜宇津井一丁目5番25号
指定管理者	団体名称 芝自治会
	代表者 会長 八嶋 靖
	団体所在地 下関市王喜宇津井一丁目4番61号
モニタリングの 実施方針・方法 等	<p>本施設の管理運営業務の確認にあたっては、管理運営状況を事業報告書、実地調査、指定管理者へのヒアリング等により把握しました。</p> <p>その後、指定管理者の選定に用いた選定基準等に示された項目ごとに、次業のとおり、具体的な業務の実施状況等についての確認結果をコメントした上で、「モニタリングの総合コメント」及び「今後の業務改善に向けた考え方」を記載しました。</p>
担当部課 (問合せ先)	教育委員会 教育部 生涯学習課
	TEL : 083 - 231 - 2054
	E-mail : kishogai@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

■ 目標値の達成度

□指標：施設の利用者数 (単位：人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
目標値	516	516	516	-	-
実績値	98	155	-	-	-
差	△ 418	△ 361	-	-	-

新型コロナウイルス感染症の拡大が長引く中で、少人数の活動を少しずつ再開したことに伴い、利用者数は前年度と比較して57人の増加となりました。令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止措置に伴う休館がなかったことが利用者増加の要因となっています（前年度は5月21日から6月20日まで、8月30日から9月26日まで休館）。新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前から、年々各利用団体の利用回数が減少傾向にあるため、地域行事等の積極的な利用により利用者の増加に努めることを求めます。

■ モニタリングの総合コメント

芝学習等供用会館の設置目的は、地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供し、もってその福祉の増進を図ることです。利用者は、地域の団体であり、その運営状況については、苦情等が寄せられることもなく、施設の設置目的を達成しながら、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上が果たされています。

業務の実績については、条例規則を遵守し、基本協定書に基づき施設の維持管理が適正に行われており、円滑に運営されていることから、総合的に判断して良好と評価します。

経費については、年度協定により指定管理料を支払わないこととしており、施設の管理運営に係る経費は、指定管理者が負担し、適切に処理されていました。

■ 今後の業務改善に向けた考え方

令和5年度以降も、各法令規則等を遵守し、本施設の設置目的を推進するため、業務の更なる向上充実を図り、施設利用者等に対するサービスを効果的かつ効率的に実施し、地区住民が安心して施設を利用することができるよう適正な管理運営をすることを求めます。指定管理者は地元自治会であり、設置目的と指定管理者が密接な関係にあることから、地域に根ざした施設として、地域行事等の積極的な利用により利用者の増加に努めるよう求めます。ハード面では、施設の老朽化により設備等の不具合が生じることがありますが、指定管理者の努力により良好な水準を維持していると判断します。今後もハード面、ソフト面ともに良好な水準を維持することを求めます。

基本的な考え方(施設の性格・目的等との合致、市民の平等な利用の確保、施設の効用発揮)

合目的性・公平性・効果性

地区住民の学習、保育、休養及び集会の用に供しており、施設の設置目的に沿って適切に運営されてきました。利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として高齢者の多い自治会の集まりを控える等、適切に判断されています。

業務内容

機能性・独創性(事業への具体的な取組み方)

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置として例年開催されている行事を一部中止しました。例年、幅広い年齢層を対象とした多様な行事内容となっていることから、地域住民に対する取組として適正と考えます。

責任性・実行性(施設の運営体制や組織)

指定管理者内で独自に役割分担を決定し、適正に運営されていました。特に、定期的な清掃により、施設内、施設周辺が清潔に保たれていることから、地区住民自らが利用しやすい施設の維持管理を心掛けていることが認められます。

明瞭性・規律性(適正な事務や経理)

使用許可申請等一連の事務も適切に処理されていました。

安全性(安全管理、緊急時等の対応)

緊急時の対応者が決定されていることなど、適切な管理がなされ、運営上も大きな問題はないことが確認できました。

社会性(環境等への配慮)

不要箇所の照明の消灯、冷暖房温度の省エネ設定の徹底、効率的な会議等の運営を利用者へ徹底し、環境負荷を低減しているほか、廃棄物も排出者自らが持ち帰るよう徹底し、廃棄物の発生も抑えられています。

事業収支

経済性

年度協定により指定管理料の支払がないため、施設の管理運営に係る経費は原則指定管理者負担となっており、利用実績等から支出の低減のための運営が徹底されていることが確認できました。

団体の経営状態

経営の健全性

地元自治会が指定管理者であり、自治会の経理に問題ないことから、施設の管理運営業務も健全に営まれていると判断しました。